

得ル様にシタルコト
六 専門部ハ重要部門ニ限リ常任執行委員分擔シ他ノ執行委員分擔
スルコト

規約改正案

第一章 名稱及目的

第一條 本組合ハ大阪金屬労働者組合ト稱ス

第二條 本組合ハ日本労働組合評議會ニ加盟シ其ノ宣言綱領及ビ決議ノ遂行ヲ以テ目的トス

第二章 組織

第一節 加盟及脱退

第三條 本組合ハ大阪地方ニ於ケル金屬産業ニ従事スル労働者ヲ以テ組織ス

第四條 (一) 本組合ニ加入セントスル者ハ別ニ定ムル處ニ從ヒ入會金